

タクシー事業における名義貸し行為の判断基準（概要）

1. 基本的考え方

- 道路運送法においては、許可を受けた事業者には、運行管理の適切な遂行、事業用資産の適切な管理、事故時の賠償責任等様々な責務を負うことを求めている。
- いわゆる「名義貸し行為」は、許可事業者のこうした責務を実質的に第三者に負わせる行為であり、道路運送法の許可制の趣旨を没却することとなるため、これを禁止している。
- どのような場合に法が禁ずる名義貸し行為に該当するかについては、個別の事案ごとに、名義貸し行為が疑われる事業者について、雇用関係、経理処理、運行管理、車両管理、事故処理等の実態を把握することが必要。
- 最終的に名義貸し行為に該当するか否かを判断するに当たっては、これらの実態を踏まえた上で、その事業形態が、タクシー事業の事業主体として負うべき危険や責務を実質的に他人に負わせ、当該許可事業者の名のもとに実質的に当該他人が事業を営んでいることとなっているか否かを総合的に判断する。

2. 名義貸し行為の判断基準

名義貸し行為の判断のための主な審査事項は次のとおり。

(1) 雇用関係

- イ. 運転者との雇用（派遣）契約が締結されていない
- ロ. 運転者について、固定給又は保障給等一定の保障された給与の支払いがない
- ハ. 運転者について、社会保険料及び雇用保険料控除並びに源泉徴収が行われていない
- ニ. 就業規則及び服務規律が定められていない

(2) 経理処理関係

- イ. 乗務における運賃・料金収入の全額が、事業者収入に計上されていない
- ロ. 許可事業者の支出の一部が運転者の事業所得に該当すると認められる支払いに充てられている
- ハ. 車庫使用料、事業用自動車に係る諸経費、一般管理費等事業運営に要する経費を許可事業者が負担していない

(3) 運行管理関係

- イ. 乗務割りが作成されておらず、適切な勤務及び乗務管理が行われていない
- ロ. 運行前及び運行後点呼が適切に実施されておらず、点呼内容が適切に記録されていない
- ハ. 運転者に対する指導及び監督が適切に行われていない

(4) 車両管理関係

- イ. 事業用自動車等の事業施設の管理（保管）を許可事業者が行っていない
- ロ. 事業用自動車の定期点検等を許可事業者が行っていない
- ハ. 事業用自動車に係る車両購入（リース）契約を許可事業者が行っていない

(5) 事故処理関係

- イ. 事故発生後の交渉を許可事業者が行っていない
- ロ. 事故の損害賠償を許可事業者が行っていない

3. 個別事案に対する上記判断基準の適用に際しての基本的考え方

名義貸し行為の認定に当たっては、2で掲げた個々の行為の総体としての事業形態全般を見て、総合的に判断する。

その際の具体的な手順としては、一般的には、まず、2（1）の雇用関係や2（2）の経理処理に係る各審査事項の適否を見極めることが適当である。そして、これらの事項において名義貸し行為に該当する可能性が認められる場合には、さらに2の（3）から（5）までの各審査事項の適否についての判断を行い、これらの判断結果に基づき、最終的に当該事案が名義貸し行為に該当するか否かについて判断する。

4. 名義貸し行為に該当しないと判断された場合の対応

上記に基づく総合的な判断の結果、最終的に名義貸し行為に該当しないと判断された事案においても、個々の行為について道路運送法等に違反する事実が認められる場合は、必要な行政処分等を行い、その是正を図る。また、運転者に対する労働基準法等に基づく適正な労働者保護がなされていないなど、所管法令以外の法令違反の疑いがある場合においては、関係機関と連携の上、その是正が図られるよう努める。